

## 美濃加茂市議会企画建設常任委員会行政視察報告書

- ・期 間 平成28年5月11日（水）～5月13日（金）
- ・視察先 ①5月11日（水） 滋賀県長浜市役所（13:50～16:00）  
②5月12日（木） 滋賀県栗東市役所（10:50～12:00）  
草津市役所（14:00～16:00）  
③5月13日（金） 株式会社まっせ（滋賀県近江八幡市）  
（9:50～12:00）

### ○滋賀県長浜市

「新庁舎建設について」

草津市：藤井副議長 議会事務局 岩崎副参事 総務部総務課 西邑氏

草津市新庁舎建設にあたり経緯、庁舎のあり方などについて説明を受けた後、意見交換を行った。



#### ●新庁舎建設の契機

庁舎の老朽化、合併、防災対応、まちづくりへの活用施設、環境負荷の低減など総合的に判断をして新庁舎の建設を決定した。

#### ●新庁舎の建設経緯

- 平成19年 8月 「長浜市新庁舎建設庁内検討委員会」（庁内）を設置 計4回開催
- 同年11月 「長浜市庁舎建設のあり方検討会議」（市民代表48名）を設置 計7回開催
- 平成20年 7月 「新庁舎建設検討研究会」（庁内）を設置
- 同年10月 「議会に新庁舎建設に関する特別委員会」の設置 計9回開催
- 同年10月 「庁舎建設市民ワークショップ」（市民、職員） 計5回開催
- 平成22年市長交代により内容の再検討を実施
- 平成22年 4月 「長浜市庁舎建設のあり方検討会議」を発展的に解消し「新庁舎建設検討委員会」とする。計7回開催
- 同年 6月 庁舎の位置を定める条例を可決
- 同年 8月 「長浜市本庁舎整備基本構想」策定

平成23年 1月 議会に「新庁舎建設特別委員会」設置 計6回開催  
同年12月 庁舎実施設計完了  
平成24年 4月 着工  
平成25年 9月 竣工

### ●庁舎のあり方

「簡素にして機能的で、ぬくもりと親しみを感じられる庁舎」をコンセプトにして4つの基本理念と10の基本方針の基に新庁舎が計画された。計画を策定するにあたり、市民、議会、職員をはじめ学識経験者等も含めた諸会議が開催されるとともにパブリックコメントを実施するなどして意見集約がおこなわれた。

### ●意見交換概要

- ・2回の合併にともない広域化した中で、本庁方式と分庁方式を検討した結果、本庁方式とした。北部には振興局を設置して対応している。(局長は部長級)
- ・位置は旧市民病院跡地が確保できることが大きな要因である。また、病院施設を改修して利用できること、既存庁舎の業務を実施しつつ建設ができることなどのメリットが大きかった。びわ湖岸への要望(旧町の庁舎を利用する案)があった特に混乱なく位置等が決定されている。
- ・100年利用できる庁舎を目指す。
- ・職員数600人規模で他市との比較もした。庁舎の規模は、総務省の定める基準に基づいて決定する部分と防災拠点機能や市民協働のための機能、ユニバーサルデザインなどへの対応を考慮して決定をしている。
- ・工事施工者の選定手法は、検討委員会により検討されている。
- ・旧庁舎の跡地に中央図書館、公民館、福祉施設の複合施設を計画している。施設に隣接する都市計画道路の整備も実施している。
- ・窓口付近に子どものプレイルームを設置するなど市民の意見に配慮している。
- ・井戸水(湧水)が豊富に確保できるので利用している。太陽光も利用している。
- ・発電機により業務を行うために必要な電力を72時間は賄える。給油すれば継続的に利用で知る。
- ・防災用トイレは旧病院の浄化槽タンクも利用する。
- ・本庁舎における民間との複合施設は結果的に実現しなかった。



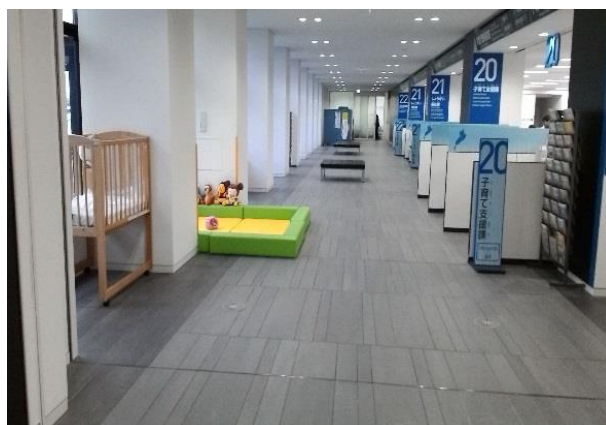
- ・シンボルタワーの監視カメラは、災害時に利用する。河川カメラの運用も合わせて行っている。(10か所) 防災対策室あり
- ・消防本部は同居していない。災害時などの緊急時において、警察の施設利用については協定を結んでいる。
- ・市庁舎建設は市の計画にあった。市民要望には特に無かったが合併特例債による資金もあり他の事業が滞らないようにしたので大きな問題はなかった。
- ・福祉コンビニで障がい者の雇用をしている。
- ・議員は特別委員会以外にもあり方検討会議などに参加していた。
- ・南端である庁舎へは北部から約50分程度で到着する距離である。北部庁舎と本庁舎の連携をして業務を実施している。

●議場や庁内のフローアを見学

(議場)



(窓口と子ども用プレイスペース)



(福祉コンビニ)



(エレベータホール)



(防災トイレ用マンホール)



(庁舎全景)



## ○滋賀県栗東市

「栗東市住生活基本計画について」

栗東市：藤田議長 議会事務局 辻局長 建設部住宅課 森課長 住宅係 芝原係長

平成24年7月に策定された「栗東市住生活基本計画」について、当市の質問事項に沿って説明を受けた後、意見交換を行った。

### ●計画策定の経緯

栗東市では、平成7年3月に「栗東町住宅マスタープラン」を、平成13年3月に「第二次栗東町住宅マスタープラン」を策定した。高速道路をはじめとする道路や鉄道の利便性が高まる中で今も人口増が続いている。企業誘致はもちろんのこと大阪や京都への通勤や大学の進出などもあり市内各地で開発が進んでいる。一方で、中山道や東海道沿いでは空き家の増加がみられることや、住宅街の高齢化、空洞化も見られるようになってきた。

また、公営住宅の維持管理などの課題もあり市の住宅・住環境に関連する多様な問題・課題を限りある財源の中で効果的かつ計画的に取り組むことが不可欠となっている。そこで、栗東市における今後の住生活施策の方向性や施策の展開のあり方、課題に対する具体的な取り組み内容を明確にするため、平成24年7月に「栗東市住生



活基本計画」を策定した。今年度は、これまでの検証と今後の対策、空き家対策、総合戦略に関連した定住化、立地適正化計画にあわせた住宅施策の展開などを重点的に見直します。

●市ができることについて

- ・土地利用規制の緩和等について

本計画に伴う規制緩和策はありません。

- ・公共下水道の接続普及の状況について

整備率は約97.6%

- ・空き家対策の現状について

平成20年度に調査した結果、空き家戸数は2,860戸(約11.7%)であった。

その後平成25年度に各自治会長に対して空き家に関するアンケートを実施。集合住宅の自治会を除く98自治会のうち58自治会で全224戸の空き家が存在した。この中で、適切な管理が行われていない空き屋に対して既存の法令や条例等に基づいて助言、指導をしているが問題が多岐にわたることや所有者等の特定が困難な場合など課題が多い状況である。これらの課題に総合的に対応するための施策を検討することが求められている。国においては、平成27年に「空家等対策等の推進に関する特別措置法」が施行されるとともに基本的な指針も示された中で栗東市としても「栗東市空家等対策連絡会議」庁内会議を設立して検討を始めたところだ。

- ・住宅リフォーム等の助成について

住宅課で実施している助成事業等

- ①木造住宅耐震補強診断に基づいて耐震補強案の作成

(一般的な無料耐震診断)

- ②木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金

(耐震補強とバリアフリー改修を合わせて実施する工事について助成をする。また、高齢者世帯、緊急輸送道路の沿道、緊急支援、市内業者の設計施工、県内木材の利用などについての加算項目を設定している。)

- ・低所得者の住居確保・あっせん

低所得者への住宅確保については、公営住宅を位置づけている。あっせんは行っていない。

- ・官民協働による中古住宅ストックの流通とその需要について

現在の取り組みは無く需要も特に無いが、空き家対策の中で空き家バンクの開設や需要調査などを実施する必要があると考えている。



- ・付加価値の高い住宅の促進に関する施策等について  
市単独による税の軽減施策や建設補助はありません。

### ●意見交換概要

- ・市による空家の取り壊し、行政代執行については対策計画を作成していないので現状ではできない。問題のある家屋、塀などについては、自治会に相談して対応をお願いしている。また、道路上に危険を及ぼすようなものは管理者が対応する。
- ・空き家の中で特定空家的な状況のものは10戸程度である。
- ・市民協働による空き家対策はあまり進んでいない。
- ・栗東市ではワンルームタイプの住戸は認めていないのでファミリー層が多い構成になっている。その方々に広報などによります。
- ・栗東市らしさというものは、景観法に基づく外観、看板の審査、ブロックではなく木塀、陸屋根は認めないなどの指導をしている。また、JRA トレーニングセンターもあり馬を利用したまちづくりも考えています。景観指導は善意協力的な対応。
- ・車の利用が困難な旧市街地は空き家空地が増えつつあるが計画を策定して対応していきたい。
- ・空き家バンク、定住移住の窓口などの必要性も含めてこれから検討する。
- ・空家空地の対応には財政の裏付けと利用計画なども必要と考えており地域の特徴もあり今後考えていかなければならない。
- ・急傾斜崩壊対策事業の状況は、県事業でやってもらっている。それ以外を市が県補助によりやっているが14か所（区域）が終わった程度。指定地域個所が多いので指定したままの状況のところほとんどである。平成25年度の台風被害箇所を優先してやっている。
- ・レッドゾーン、イエローゾーンについては、ほとんどが調整区域であることで特にレッドゾーンの中には建物が無い状況です。
- ・急傾斜崩壊危険区域指定地内については、まず逃げるという意識づけ、PRをしている。
- ・公営住宅は、402戸あるが、古いところ、条件の悪いところは募集をしても入らないのが現状。ライフスタイルも変わってきている。入居率は約70～80%
- ・基本計画の見直しの中で公営住宅の必要性（用途廃止も含めて）も検討をする。
- ・公営住宅の在り方自体も含めて検討する。費用の積み立て等もしていない。



- ・空家に関する条例の内容、制定は未定。対策計画は来年度以降に策定することとなる。

## ○滋賀県草津市

「草津未来研究所について」

草津市：議会事務局 千代次長 清水参与

総合政策部草津未来研究所 相井参事 林沼主査

平成22年に設置された「草津未来研究所」について、当市の質問事項に沿って説明を受けた後、意見交換を行った。

### ●設立経緯

- 1994年 立命館大学の開学を契機に第4次草津市総合計画に（仮称）草津市まちづくり研究所の設置を計画
- 2003年 立命館大学と包括協定を締結
- 2004年 市政研究所（仮称）まちづくり研究所を設置
- 2008年 橋川市長就任
- 2010年 草津未来研究所を設置

### ●必要性

- ・地方分権による地方政府という考え方が進み、地方政府「草津」となるためには、自らの責任で施策を実施することとなる。地域課題を自ら「考え」、自ら「解決」する体制構築のために「シンクタンク」の必要性が高まった。
- ・立命館大学などの知の集積との連携組織
- ・第5次総合計画実現への支援組織

### ●活動

- ・シンクタンク機能
  - 産業構造に関する調査研究
  - 「住みやすさ」に関する調査研究 など
- ・データバンク機能
  - データベースの構築
  - 政策情報の整理
  - 人口推計 など
- ・コンサルティング機能
  - 男女行動参画推進計画の見直し



## 人口ビジョン策定

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定への参画 など

### ・人材育成活動

政策形成実践研修や地域政策研究など

### ・プラットフォーム機能

立命館大学、滋賀大学、成安造形大学、京都橘大学、滋賀県立大学などとの連携  
推進

### ・毎年報告会を開催するとともに情報発信を実施している。

ニュースレターの発行3回、未来レポートの発行5回

### ・組織

所長 松原豊彦（立命館大学副総長 経済）

相談役 戸所 隆 （高崎経済大学名誉教授上越市創造研究所所長 経済）

顧問 肥塚 浩 （立命館大学 OIC 総合研究機構長 経営）

副所長 小沢道紀 （立命館大学准教授 スポーツ）

副所長 山本憲一 （草津市総合政策部理事）

研究員等 相井主任研究員 中村参事（特定任期付職員） 溝内参事（特定任  
期付職員） 林沼主査（再任用） 前田囁託員

\*山本副所長および研究員は市職員です。

## ●意見交換概要

- ・立命館大学、滋賀大学、県立大学など大学との連携を拡大する方針である。また、経済界との連携も進める予定である。
- ・まちづくりや地域の人と関わり合いたいという大学生と連携する事業も実施していきたい。
- ・研究所ではこのまちをどうしたいか、どうするかを考える機会を作っている。
- ・大学との関係を拡大することが地域とのかかわりを拡大させることにつながる。大学院へ社会人入学により勉強を無料とする制度を持った大学もある。連携して市の人材育成や政策への反映をしたい。
- ・特定任期付職員は課長級として契約している。非常に能力が高い。最長5年間であるが基本は2年間の契約。常勤である。
- ・研究結果は、執行部や現業課に課題、解決策等を提言する。
- ・「住みよさ」研究とは、草津の特徴を把握して調査研究を行った。地域により世代により住みよさが違うことがわかった。整える環境、条件により住みやすさが向上するのではないかとわかってきた。今後研究を継続しなければならないが研究結果を現業課に要望、提案して参考にさせていただければよいと考える。



- 市の企画部に持たせていた機能を分離させている。現業課から補助的な活動を求められる部分では計画づくりのサポート（助言）をしている状態である。
- 市長の了解を得たテーマを研究する。現業課との連携を今後深めていきたい。
- 職員が多忙で草津市の将来を考える時間が無いのが現状である。そこを補助することや、団塊の世代が退職し経験もなくなっている部分を補うなどシンクタンクの役割を果たすことができる。
- 研究成果を介護保険計画策定などの参考にした事例がある。
- 幸福度の指標は、総合計画や事務事業評価の適切な指標として利用できないことが判明した。業務の成果と市民の思う幸福とはまったく質が違うので使えないことが判明した。
- 将来を見据えた計画策定、戦略策定のためには必要な組織であると考えている。
- 議会からは成果を求められている。
- KPIにならない。成果を測る指標は無いのが現実である。
- この研究所は職員が直営で研究をしている。大学へデータの調査や提供をお願いすることはある。丸投げではない。
- 設立時は財団法人などの形態を検討したが市の内部組織となった。全国では40か所ほどこのような組織がある。
- 事業を実施するところではないので市民の理解を得ることが難しい面がある。
- 政策に影響をするような提言となる場合もある。計画への影響を与えているものがある。
- プロジェクトチームのマネジメントの役割まではできていない。
- 現業課とのコミュニケーションとして報告書作成段階で意見をもらうこともある。



## ○滋賀県近江八幡市

「まちづくり会社の運営について」

株式会社まっせ： 立岡取締役（近江八幡商工会議所専務理事） 田口マネージャー

平成27年に設立された「株式会社まっせ」について、当市の質問事項に沿って説明を受けた後、意見交換を行った。

### ●近江八幡市の特徴

- ・豊臣秀吉が整備をした八幡城と八幡堀が近江八幡のコアとなっていたが、時間の経過とともに荒廃してきた。市が駐車場利用などのために八幡堀を埋め立てる計画をしたが市民が堀の保存運動を起こして以来、半世紀以上続く民間主導のまちづくりが育っている。

### ●まちづくりに関する経緯

- ・平成22年 旧近江八幡市と旧安土町が合併
- ・平成23年 まちづくり四者連携協定締結（近江八幡市、近江八幡商工会議所、安土町商工会、滋賀県立大学）
- ・平成23年 近江八幡まちづくり懇話会設置
- ・平成24年 近江八幡まちづくり会社検討委員会設置
- ・平成25年 株式会社まっせ 設立（西の湖を軸とする地域活性化事業に着手）
- ・平成27年 近江八幡市まち・ひと・しごと創生市民会議設立

(八幡堀)

### ●会社概要

設立 平成25年6月7日

資本金 4,765万円（株主数78名）

### ●実施事業

- ・びわ湖トライアスロン大会
- ・松明保存継承事業
- ・空き町屋再生事業
- ・近江八幡市立資料館 旧西川家住宅  
かわらミュージアム 指定管理（平成27年度まで）
- ・まち・ひと・しごと創生事業戦略計画策定
- ・産学官民連携事業 近江八幡デザイン・カレッジ
- ・滋賀まちづくり会社フォーラム



## ●意見交換概要

- ・近江八幡市1, 200万円、商工会議所500万円、金融機関、各種協会、個人が株主
- ・空き家バンク平成21年設立。住屋、カフェなどの実績がある。カフェは出入りがあるので累計としては15件程度。
- ・町屋をリフォームして設備投資して営業をするよりも駅前のテナントのほうが少額で済む。支援制度にも課題がある。
- ・市の窓口が分散していて制度がわかりにくく使いにくい。ワンストップにできるとよい。
- ・トライアスロンの運営協力は継続したい。民間支援のみなので継続性がある。地域の経済効果は、約7,000～8,000万円程度と試算している。土産屋、飲食店、宿泊施設の不足など短所が見えてくるので地域がフォローすべき点がある。トライアスロンの参加者は500人程度が限度であるので効果も限界がある。
- ・会社への市の支援は囑託員の派遣程度。当初は指定管理を受けていたが今年から撤退した。専門知識なども必要なこともあり運営が難しい。指定管理は利益に結びつかない。
- ・中心市街地活性化法の認定者になっていない。市の計画に取り込まれていないので支援は困難というスタンス。しかし、中心市街地活性化に特化すると活動範囲が限定されることもあるのでどちらが良いかという難しい。当社には自由度がある。
- ・市をあてにしない気質がまちにはある。行政が出さないものは民が出す。
- ・純然たる民間企業ではないので公益を利潤にすることに限界がある。運営費の確保が課題。
- ・自分のまちを何とかしようという意気込みが問題解決をしていく。住民目線での解決力がある。
- ・行政がまちづくり会社の活動に引っ張られているようになっているようである。行政も後押しをやらざるを得ない状況になると感じる。
- ・行政がやるべき事業（文化伝承、人材育成、まちづくり活動など）をやっているところが公益性の高いところである。
- ・何もかもをまちづくり会社がやっているように感じられると思うが各事業にはそれぞれ後援会や実行委員会がある場合が多いのでそこに参画してお手伝いをしているという感じでやっている。
- ・自分たちがやるべきことをやるために国、民間企業などから補助金等資金を引っ張ってきてやろうとしている。



- 現状では人口も増加中であり箱物の建設もしているような状況のなかでまちづくりに関する目の前の課題として危機感はない。
- 取締役は無給、1人は市の嘱託員の派遣（交付金利用）、ほか2人は役員の応分の負担や民間から確保する。お金で活動の制限は受けたくないという考えがある。
- 地域の事業者、市民が活性化する、質を上げる取り組みへの支援が必要な時代であることは認識している。現在は商工会議所が中心となって進めておりそれに行政が入る形になるがこれがきっかけになって市民が動くような状況にならないかと考えている。
- 全国一律の支援の中で地方創生が失敗するところも多いと思われるが踊らされることの無いようにしっかりやっていきたい。



以 上